

離婚時の 年金分割制度について

平成19年4月以降に成立した離婚が対象

離婚分割とは、婚姻期間中に負担した年金の保険料は、夫婦が共同して負担していたものとみなし、年金保険料納付記録である標準給与総額（給料やボーナスの総額）を、離婚時に当事者間で分割するという制度です。（年金額そのものを分割するものではありません。）

なお、離婚日から2年以内に分割請求をする必要があります。

離婚分割手続きの流れ

【Ⅰ】離婚分割の情報提供を共済組合へ請求

【Ⅰ】離婚分割を行うために必要な情報をあらかじめ把握するために、共済組合に情報提供の請求を行うことができます。

【Ⅱ】共済組合から各種情報の提供

【Ⅱ】情報提供の内容
①分割の対象となる期間
②分割の対象となる期間に係る対象期間標準給与額
③按分割合の範囲など

【Ⅲ】当事者間で按分割合の話し合い

【Ⅲ】離婚分割の請求を行う場合には、当事者間の合意又は裁判手続により按分割合を定めていることが必要となります。

合意できないとき

合意したとき

【Ⅳ】公正証書の作成等

【Ⅳ】当事者間の合意により按分割合を定めた場合は、公証人が作成した公正証書、公証人の認定を受けた私署証書又は当事者（代理人でも可）二人が共済組合に持参して提出する合意書によって、合意した按分割合等を明らかにすることが必要になります。

【Ⅴ】裁判所への申し立て

【Ⅴ】当事者間の話し合いでは合意がまとまらない場合、当事者の一方が家庭裁判所に対して申し立てをし、裁判手続によって按分割合を定めることができます。

共済組合へ離婚分割の請求

【Ⅵ】按分割合に基づき当事者の共済年金算定の基礎となる標準給与総額の分割を行い、分割した後の掛金の標準となる給料及び期末手当等の額を、当事者それぞれに通知します。

【Ⅵ】共済組合から離婚特例適用通知書の交付

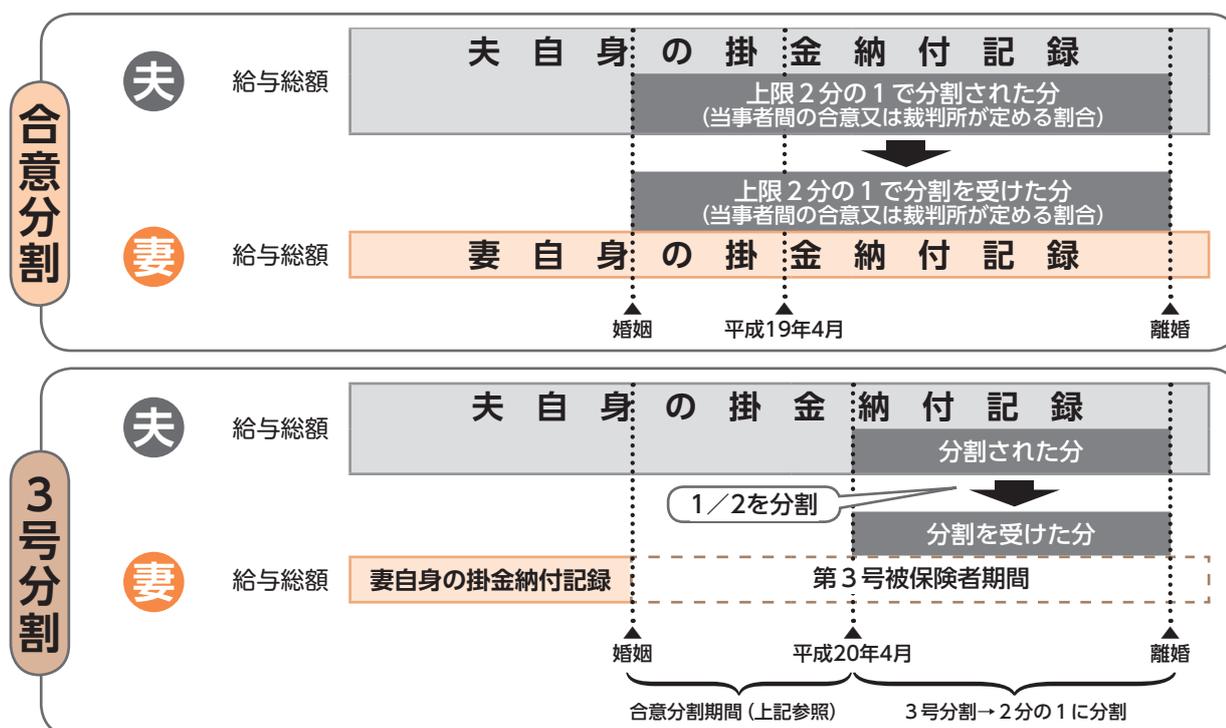
年金の分割方法

離婚分割をするためには、按分割合を決める必要があります。

この按分割合を決める年金分割方法として「合意分割」と「3号分割」の2種類があり、それぞれの概要については下図のとおりです。

	合意分割	3号分割
対象となる離婚	平成19年4月1日以降の離婚	平成20年4月1日以降の離婚
分割対象期間	婚姻期間すべて (平成19年4月1日以前の婚姻期間を含む)	平成20年4月1日以降の婚姻期間
分割割合	上限2分の1 (当事者間の合意又は裁判所が定める割合)	一律2分の1
分割方法	婚姻期間中かつ共済年金加入期間に係る給料額及び期末手当等の総額を当事者間で分割	平成20年4月以降の被扶養配偶者(第3号被保険者)期間に係る組合員の給料額及び期末手当等の総額を当事者間で分割
請求期限	離婚した日の翌日から起算して2年以内	

分割方法のイメージ



※上記では、わかりやすくするために「夫」と「妻」で説明していますが、収入状況等によって逆の場合もあります。

離婚分割した年金の受給時期

相手に共済年金制度の加入期間があり、分割を受けた配偶者に共済年金制度の加入期間がない場合若しくは1年未満の場合は、その配偶者は65歳から分割した退職共済年金を受給できます。

分割を受けた配偶者に、1年以上の共済年金制度の加入期間がある場合は、組合員と同様に、65歳前(生年月日により受給権発生日が異なる)から分割された退職共済年金を受け取ることができます。

なお、年金を受給するためには、自身の公的年金の受給要件(加入期間が25年以上あること等)を満たしていることが条件になります。

※離婚は、もちろん年金だけの問題ではありませんが、離婚すると、配偶者の退職共済年金に条件を満たせば加算される「加給年金額」や、配偶者が死亡した場合の遺族共済年金を受け取ることができないといった点もあります。